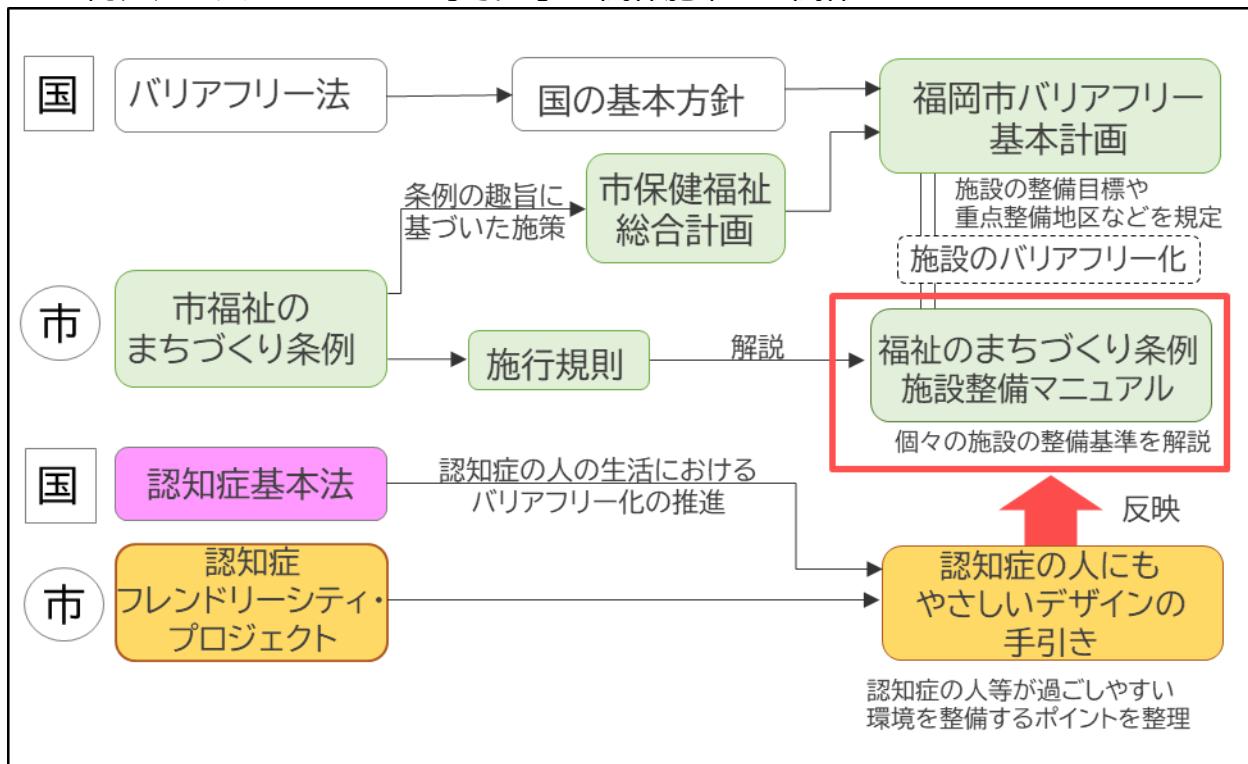


関連施策との整理と検討の方向性について

1. 「認知症の人にもやさしい手引き」と関係施策との関係



2. 施設整備マニュアルと認知症の人にもやさしいデザインについて

	概要	対象	導入のタイミング	基準	義務	導入施設数
施設整備マニュアル	福祉のまちづくり条例及び施行規則により、バリアフリー基準を定め、適合を義務付けているもの。基準や考えた方を図解等によりわかりやすく解説。国各種ガイドラインも反映している。	不特定かつ多数の人が利用する対象施設(道路、公園含む)	新築改修	整備基準※1 誘導基準※2	有り	実績:6,231 (内訳) 民間:5,993 公共:238 ※H31.3月末現在
認知症の人にもやさしいデザインの手引き (以下、「認知症デザイン」)	認知症の人や家族、介護者がストレスなく安心して暮らせる住環境を整備するため、すべての人がより過ごしやすい環境に整えるポイントをまとめたもの。	自宅施設 まちづくり	随時	5つの視点 30のポイント	無し	実績:63 (内訳) 民間:10 公共:53 <まちづくり:1を含む。> ※R6.7月現在

※1 整備基準：対象施設を新設又は改修する際に、適合させなければならない基準
[施行規則(別表第2)]

※2 誘導基準：整備基準よりも水準の高い基準で、対象施設をより利用しやすいものとするよう適合に努める基準 [施行規則(別表第3)]

3. 認知症デザインの全市展開に向けた検討課題

- 施設によって認知症デザインの導入に程度の差が生じており、一定の質及び量を担保する仕組みが必要である。
- 全市展開を進めるには、条例により整備基準等に導入義務のある「施設整備マニュアル」に反映することが効果的であり、そのためには、標準的な仕様や寸法等定量的基準が必要となる。

4. 検討の方向性

- 認知症デザインの全市展開を進めるため、可能な範囲で「施設整備マニュアル」等に反映したいと考えている。

- ・令和6年度は、これまでの認知症デザインの導入実績や橋本駅駅前広場の事後評価等を踏まえ、認知症デザインの30のポイントのうち、施設整備マニュアルに反映すべき項目の抽出や、定量的・定性的基準への振り分け、数値化の方法などを検討する。
- ・令和7年度は、定性的基準の整理、定量的基準の数値化などを検討し、施設整備マニュアルへ反映する原案を作成する。

<スケジュール>

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R6					◆ 委員会①			◆ 委員会②				
												参考:橋本駅駅前広場事後評価実証

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R7			◆ 委員会③			◆ 委員会④			◆ 委員会⑤			原案完成
												参考:橋本駅駐輪場等事後評価実証

【参考】 令和7年度に改訂される「施設整備マニュアル」への反映について

新たに掲載する項目	掲載場所	内容イメージ
認知症の人の特性の解説	設計編(共通)	高齢者、障がい者等の行動特性として、認知症デザインの内容から、認知症の人を取り巻く背景や認知症の人にもやさしいデザインの基本的な考え方について解説するページを追加。
整備箇所別にデザイン上の配慮ポイントを紹介	設計編(建築物)	建築物の各整備箇所(出入口、通路など)において、認知症デザインを実現するまでの配慮ポイントの概略をまとめたページを追加。
認知症の人を取り巻く法律などの周知	コラム	「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」や、「まちづくりにおける認知症の人にもやさしいデザイン」について紹介するコラムを追加。